4　農業生産法人以外の法人が農地を借りる場合の記入例

①　まず、申請書の１枚目を記入します。

農地法第３条の規定による許可申請書

平成○○年○○月○○日

吉野ヶ里町農業委員会会長　殿

＜譲渡人（貸付人）＞
住所　神埼郡吉野ヶ里町○○○○番地
氏名　○○　○○　印

＜譲受人（借受人）＞
住所　神埼郡吉野ヶ里町××××番地
氏名　株式会社　××　印
代表取締役　××　××

下記農地~~（採草放牧地）~~について｛所有権／賃借権／使用貸借による権利／その他使用収益権（　　）｝を｛設定（期間　５年間）／移転｝

したいので、農地法第３条第１項に規定する許可を申請します。

記

1　申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人（貸付人）	○○　○○	90	農業	神埼郡吉野ヶ里町○○○○番地
譲受人（借受人）	株式会社×× 代表取締役××　××		小売業	神埼郡吉野ヶ里町××××番地

2　許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積（㎡）	対価、賃料等の額（円）〔10a 当たりの額〕	所有者の氏名又は名称〔現所有者が登記簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
吉野ヶ里町××番１	畑	畑	3,000	15,000 〔5,000/10a〕	○○　○○		
吉野ヶ里町××番２	畑	畑	2,500	12,500 〔5,000/10a〕	○○　○○		

3　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

・契約の種別　賃借権設定
・権利の移転日又は設定の時期　許可後
・契約期間　平成　年　月　日～平成　年　月　日（許可後５年間）

4　権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細（該当事由の番号に〇印を付すこと）

<table>
<tr><td rowspan="9">譲渡人・貸付人の申請事由</td><td colspan="4">(1)自作地有償</td><td colspan="4">(2)自作地無償</td><td rowspan="9">譲受人・借受人の申請事由</td><td colspan="2">経営規模の拡大</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">自作地相互の交換</td><td>1</td><td colspan="2">耕作不便・低生産地のため</td><td>9</td><td colspan="3">経営移譲年金の受給のため</td><td>1</td><td colspan="2">自作地相互の交換</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加農業生産法人への譲渡・出資</td><td>2</td><td rowspan="4">資金調達のため</td><td>営農資金</td><td>10</td><td rowspan="4">生前贈与
同一世帯内での</td><td rowspan="2">後継者へ</td><td>一括</td><td>2</td><td colspan="2">その他の場合の事由</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">経営移譲年金の受給のため</td><td>3</td><td>農業経営上の負債整理</td><td>11</td><td>部分</td><td>3</td><td colspan="3">取得後の栽培作物名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農業廃止</td><td>同一市町村に居住</td><td>4</td><td>結婚・分家・相続等</td><td>12</td><td colspan="2">分家目的</td><td>4</td><td colspan="3" rowspan="3">ジャガイモ</td></tr>
<tr><td>他市町村へ転出</td><td>5</td><td>生活・住宅新改築等資金</td><td>13</td><td colspan="2">その他</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="2">兼業による経営縮小</td><td>6</td><td colspan="2">相手方の要望</td><td>14</td><td colspan="3">すでに分家独立している者への譲渡</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">高齢化による経営縮小</td><td>7</td><td colspan="2">その他</td><td>15</td><td colspan="3"></td><td></td><td colspan="3">譲受人の経営改善計画認定の有無</td></tr>
<tr><td colspan="2">労力不足</td><td>8</td><td colspan="7"></td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
</table>

② 次に、申請書の３枚目以降を記入します。
なお、申請書の７枚目のⅡに該当する場合または８枚目のⅢの１０のいずれかに該当する場合で、記入が必要な部分がそれぞれ違いますのでご確認ください。

－－－

１－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採　草 放牧地
作付(予定)作物	－	ｼﾞｬｶﾞｲﾓ	－	－	－	－	－	
権利取得後の面積(㎡)		5,500	－	－	－	－	－	－

(2) 大農機具又は家畜

数量　　種類	トラクター				
確保しているもの　所有 リース					
導入予定のもの　所有 リース （資金繰りについて）	30ps　１台 （自己資金）				

(3) 農作業に従事する者

①　権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況 農作業暦　　年、農業技術修学暦　　年、その他（　　）		
②　世帯員等その他常時雇用している労働力（人）	現在：　3　（農作業経験の状況：農業生産法人(株)〇〇で３年間農作業に従事　）	
	増員予定：　なし　（農作業経験の状況：　）	
③　臨時雇用労働力（年間延人数）	現在：　なし　（農作業経験の状況：　）	
	増員予定：　なし　（農作業経験の状況：　）	
④　①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 住所地から徒歩で約10分		

＜農地法第３条第２項第２号関係＞
２　その法人の構成員等の状況

＜農地法第３条第２項第３号関係＞
３　信託契約の内容

＜農地法第３条第２項第４号関係＞
４　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

(2) 年齢

(3) 主たる職業

(4) 権利取得者との関係

(5) その者の農作業への従事状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

（1）権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

（権利を有する農地の面積＋権利を取得しようとする農地の面積）＝　5,500　（㎡）

（2）権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

（権利を有する採草放牧地の面積＋権利を取得しようとする採草放牧地の面積）＝　－　（㎡）

５－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、５－１を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

□　権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

□　権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。

□　本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

＜農地法第３条第２項第６号関係＞

６　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝　　、裏作の作付内容＝　　）

□　農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第７号関係＞

７　周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

申請地の周囲に農地はないため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。 また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

※　別紙がある場合、この欄には「別紙のとおり」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

Ⅱ　使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

（留意事項）

農地法第３条第３項第１号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

※　契約書例参照。

＜農地法第３条第３項第２号関係＞

８　地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

〇〇集落の農家で行う地域の営農に関する会議には必ず出席します。 また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。 この他、地域農家で取り組む共同作業などがあれば参加します。

＜農地法第３条第３項第３号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

９　その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名　　××　××

(2) 役職名　　代表取締役

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年　６か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年　　０か月（直近の実績）

年　　６か月（見込み）

7　周辺地域との関係（別紙）

※　権利取得後の耕作等の事業が周辺の農地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響について該当するものに〇を付してください。

（1）農地の集団化に支障を生ずるおそれがある。　（　有　・　無　）

（2）農作業の効率化に支障を生ずるおそれがある。　（　有　・　無　）

（3）既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するおそれがある。（　有　・　無　）

（4）地域の農業者が一体となって水利調整を行っている地域で、この水利調整に参加しない営農を行うことにより、他の農業者の農業水利が阻害されるおそれがある。（　有　・　無　）

（5）無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるおそれがある。（　有　・　無　）

（6）集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障を生ずるおそれがある。（　有　・　無　）

（7）地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれがある。（　有　・　無　）

（8）その他（　　）

以上で申請書の記入は終わりです。

⑤　申請書には、農業委員会又は都道府県知事が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

農業生産法人以外の法人が申請する場合、

- 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- 定款又は寄附行為の写し
- 契約に解除条件をつけて賃貸借、使用貸借をしようとする場合、農地の所有者と農地を借りる法人との間の貸借契約書の写し
- 連署しないで許可申請を行う場合、裁判所で交付される判決書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会又は都道府県知事が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

（参考）**その他の添付書類の例**

営農計画書
損益計算書の写し
総会議事録の写し
申請者が権利を有する農地の位置図
通作経路図
農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書
地域との役割分担についての確約書
法人の代表者が発行する業務を執行する役員の権限を証明する書面　　など